

第 12/2003/ND-CP 号

2003 年 2 月 12 日付

科学的手法による出産に関する法令

第 I 章

一般規定

1 条

本法令は、人工授精と体外受精、精子の提供および授受、卵子の提供および授受、胚の提供および授受、精子・胚の保管施設、また生殖補助医療で生まれた子どもの父母の決定に関する事項について規定する。

2 条

本法令は、生殖補助医療技術によって子供を持ちたいと望む不妊カップルおよびシングルの女性、精子のドナー/レシピエント/預主、卵子のドナー/レシピエント、胚のドナー/レシピエント、精子・胚の保管施設、生殖補助医療技術の提供を保健省に認められた医療施設（以下、医療施設と呼ぶ）に適用する。

3 条

本法令において、以下の用語および表現は次のように解釈される。

1. 科学的手法による出産とは、人工授精や体外受精など生殖補助医療技術を使用した出産を指す。
2. 人工授精とは、出産を希望する女性の子宮に、夫もしくはドナーの精子を注入し、胚を作成する技術を指す。
3. 体外受精とは、試験管内で卵子と精子を受精させ、胚を作成する技術を指す。
4. 不妊カップルとは、継続的に共同生活を送り、いかなる避妊法も実行していないにもかかわらず、一年を経ても妊娠しないカップルを指す。
5. 卵子とは、未受精の卵細胞を指す。
6. 胚とは、卵子と精子が受精してできた生成物を指す。

4条

生殖補助医療技術利用のための諸原則について

1. 不妊カップルとシングル女性は、医師の指示の下、生殖補助医療技術によって子供を産む資格を持つ。
2. 生殖補助医療技術の実施は、保健省が示す技術工程に完全に従うものとする。
3. 生殖補助医療技術、卵子の提供と授受、精子の提供と授受、胚の提供と授受は、自発性の原則に従って実施されなければならない。
4. 精子・胚の提供と授受は、守秘義務の原則に従って実施される。

5条

1. 外国人患者においては、ベトナムの医療施設が不妊と診断し、かつ夫の精子あるいは妻の卵子を用いた妊娠が可能だと判断した場合に限り、生殖補助医療技術を利用する資格を得る。
2. 卵子の提供と授受、精子の提供と授受、胚の提供と授受は、外国人には適用されない。

6条

以下の行為を一切禁止とする。

1. 代理出産
2. ヒト・クローンの作成

第II章

精子の提供と授受、卵子の提供と授受、胚の提供と授受に関する規定

7条

精子・卵子のドナーは次の条件を満たさなくてはならない。

1. 年齢
 - a) 精子ドナーは20歳から55歳であること。
 - b) 卵子ドナーは18歳から35歳であること。
2. 身体が健康で、性感染症、HIV ウイルスによるエイズ、精神疾患、伝染病、その他遺伝病に罹患していないこと。

3. 精子、卵子、胚の提供が自由意思によるものであること。
4. レシピエントの名前、住所、外見を詮索しないこと。

8条

精子・卵子・胚のレシピエントは次の条件を満たさなくてはならない。

1. 満 20 歳から 45 歳であること。
2. 妊娠出産が可能な程度に身体が健康で、性感染症、HIV ウイルスによるエイズ、精神疾患、伝染病、その他遺伝病に罹患していないこと。
3. ドナーの名前、住所、外見を詮索しないこと。

9条

1. 1 人のドナーから得られた提供精子は、1 人のレシピエントが使用する。精子のレシピエントは、男性由来の不妊が原因で治療中にあるカップルの妻、あるいは子供を産みたいと望むシングルの女性で、かつその卵子が妊娠能力を有すると医療施設によって診断されていないなくてはならない。

2. 1 人のドナーから得られた提供卵子は、1 人のレシピエントが使用する。卵子のレシピエントは、子供を望みながらも卵子がない、あるいは妊娠に結びつく卵子をもたない女性が不妊の原因である治療中にあるカップルの妻とする。

3. 1 人のドナーから得られた胚は、1 人のレシピエントが使用する。胚のレシピエントは、妻と夫の両方に由来する不妊が原因で治療中にあるカップルの妻とする。

10条

医療提供者は以下の義務を有する。

1. 精子ドナー/レシピエントおよび卵子ドナー/レシピエントの精神状態を考慮する。
2. 採精子あるいは採卵の過程で起こりうるリスクについて、十分な助言をする。
3. 精子ドナー/レシピエントおよび卵子ドナー/レシピエント、胚ドナー/レシピエントの健康状態を診断し、すべての検査を行う。
4. 提供精子、提供卵子の質に関して、全てのパラメータを確認する。
5. 生殖補助医療技術の過程が保健省の指示通りに実施されるよう、厳重に注意する。

6. 精子ドナー/レシピエントおよび卵子ドナー/レシピエントの名前、住所、外見などの情報に関する守秘義務を守る。

11 条

1. 体外受精で子供を得たあと、余剰胚の使用を望まないカップルは、夫婦双方の同意の上、寄贈契約に基づき、胚を保管する医療施設に余剰胚を寄付できる。
2. 11 条 1 項の規定の下、医療施設は生殖補助医療の実施を目的とした場合のみ胚を使用することが認められる。
3. 医療施設の生殖補助医療技術専門委員会（Professional Councils for Reproduction-Supporting Techniques）は、11 条 1 項および 2 項の規定に従い、胚の使用の許可について、施設長に対し助言を行うものとする。

第三章

生殖補助医療技術について

12 条

1. 人工授精と体外受精の実施は、保健省または地方自治体の公共医療サービス部門によって資格があると判断された医療施設に限り認められる。
2. 保健省は、人工授精と体外受精の技術的工程や、生殖補助医療技術を実施する医療施設の条件について、明確な規定を設ける。

13 条

1. 保健省は、医療施設による体外受精の実施に対し、専門的な検証を行なった上で承認を与える。
2. 保健省は、同省や他の省庁およびその分科の下、医療施設による人工授精の実施に対し、専門的な検証を行なった上で承認を与える。
3. 地方自治体の公共医療サービス部門は、地域産科病院あるいは中央産科病院と協力し、地元の医療施設による人工授精の実施に対し、専門的な検証を行なった上で承認を与える。

14 条

1. 生殖補助医療の実施が認められている医療施設に申請書類を送る場合、以下の書類が含まれていなければならない。

- a) 生殖補助医療の実施を求める申請書
- b) 申請書に記載されているカップルの不妊を診断した書類

2. 14条1項にある書類を受け取った後、医療施設は当施設の専門委員会を通して診断の場を設け、施設長、あるいは施設長によって生殖補助医療の実施を承認する権限を与えられた人物に、病状を提出する。生殖補助医療技術の適用が不可能な症例については、医療施設が申請者に対し、書面で明確にその理由を伝えなければならない。

15条

1. 生殖補助医療技術を利用する際の費用は、不妊カップルと医療施設が、保健省指導の下、全額を上述技術の実施費用に充てるという原則に基づき、取り決めるものとする。
2. 生殖補助医療技術を利用中の人物が特別な困難に陥った場合、医療従事者は施設長に対し、生殖補助医療技術専門委員会(Professional Councils for Reproduction-Supporting Techniques)を通し、生殖補助医療技術の利用に対する支払いの免除や減額を考慮するよう提案する。
3. 生殖補助医療技術の利用に対する支払いの免除や減額のための財政的支援は、収納済の入院費や他の人道援助基金（もしあれば）から部分的に差し引くものとする。

16条

1. 保健省および生殖補助医療技術の提供を認められた医療施設は、生殖補助医療技術専門委員会(Professional Councils for Reproduction-Supporting Techniques)を設立する。
2. 保健省の生殖補助医療技術専門委員会(Professional Councils for Reproduction-Supporting Techniques)は、国内の生殖補助医療技術に関する専門的・技術的事項や医療倫理・生命倫理その他の問題について保健相に助言する役割を果たす。
3. 医療施設の生殖補助医療技術専門委員会(Professional Councils for Reproduction-Supporting Techniques)は、施設内の生殖補助医療技術に関する専門的・技術的事項や医療倫理・生命倫理その他の問題について施設長に助言する役割を果たす。

4. 保健省は、生殖補助医療技術専門委員会(Professional Councils for Reproduction-Supporting Techniques)の組織化と運営を行う。

第IV章

精子および胚の保管施設

17条

1. 生殖補助医療サービスの一環として、精子や胚を保管するため、医療施設に精子/胚の保管施設を設置しなければならない。
2. 不妊カップルが生殖補助医療技術を利用している間、精子や胚を保管しておかなければならない。
3. 生殖補助医療が成功した後、精子/胚の預主がそのさらなる使用を希望せず、精子/胚を医療施設に寄付した場合、当該医療施設はそうした精子/胚を他人の生殖補助医療に使用してもよい。医療施設の生殖補助医療専門委員会(Professional Councils for Reproduction-Supporting Techniques)は、施設長に対し、本法令8条および9条3項の規定に従って提供胚を使用するよう助言しなければならない。

18条

1. 精子の保管については以下の状況での実施が認められる。
 - a) カップルの夫が不妊治療中である場合。
 - b) 個人的意思によって精子を預ける場合。
2. 精子の預主は、法の規定に従ってその保管費用を払わなければならない。預主が死亡した場合、精子の保管施設はその精子を破棄しなければならない。
3. 自分の精子の寄付を希望する預主については、ドナー情報の処理において保管施設は符号化した情報を用いるものとする。

19条

精子および胚の保管施設は保健省の指定した条件を満たさなくてはならない。

第V章

生殖補助医療技術によって生まれた子供の父母の決定

20 条

1. 生殖補助医療技術によって生まれる子供は、不妊カップルの妻、あるいはシングルの女性が出産するものとする。
2. 20 条 1 項で定められた人物を、生殖補助医療技術で生まれた子供の父母とする。

21 条

生殖補助医療技術によって生まれた子供は、精子/卵子/胚のドナーの財産を相続する権利、およびまたは養育される権利を主張する資格を持たない。

第VI章

表彰、報酬、処罰について

22 条

生殖補助医療技術の利用において業績のあった団体や個人には、法規定に従い、表彰およびまたは報酬が与えられる。

23 条

本法令の違反者については、違反の程度に応じ、指導、行政罰、あるいは刑事罰の検討を行う。損害が生じた場合は、法規定に従い補償金を支払わせる。

第VII章

実施組織について

24 条

本法令は、官報公開の日付より 15 日後に効力を有する。

25 条

保健相が、本法令の施行を先導する。

26 条

閣僚、および閣僚級の政府機関の長、政府附属機関の長、各州/市の人民委員会委員長が、
本法令を施行する。

政府

首相

(署名済み)

ファン・バン・カイ